迫川上流土地改良区柳原頭首工管理規程の主な変更事項は次のとおり

1　趣旨に関する事項

この規程は、国営附帯県営かんがい排水事業によって造成された土地改良施設の維持管理計画書第３章第２節に基づき、柳原頭首工（管理事務所電気設備、通信施設その他附帯施設を含む。以下同じ。）の維持、操作その他の管理について必要な事項を定めるものとする。

2　管理者に関する事項

頭首工管理責任者（以下「管理者」という。）は、この規程に定めるところにより、頭首工を管理するものとする。

3　異例の措置に関する事項

管理者は、この規程に定めない事項を処理しようとするときは迫川上流土地改良区理事長の承認を得なければならない。

4　水位の制限に関する事項

頭首工地点における河川の水位は、ＫＰ18.913ｍを上限とし、ＫＰ18.025ｍを下限とする。

5　かんがい期間に関する事項

毎年４月21日から９月10日までの期間をかんがい期間とする。

6　計画取水量に関する事項

年間総取水量　3,930千㎥

7　その他放流及びゲートの操作並びに緊急事態における措置に関する事項

## 迫川上流土地改良区西風頭首工管理規程認可の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の２第１項、第124条及び第136条の３の規定に基づき、宮城県及び岩手県の区域の一部を地区とし、宮城県栗原市に事務所を有する迫川上流土地改良区から申請のあった迫川上流土地改良区西風頭首工管理規程については、平成21年11月２日認可したので、同法第57条の２第４項、第124条及び第136条の３の規定に基づき、管理規程の概要を公告する。

平成 21 年 11 月 26 日

東北農政局長　宮﨑　正義

管理規程の概要

1　管理者

迫川上流土地改良区西風頭首工管理責任者

2　取水、放流及びゲートの操作に関する事項

⑴　頭首工地点における河川の水位は、ＫＰ64.919ｍを上限とし、ＫＰ64.290ｍを下限とする。

⑵　かんがい期間は毎年４月21日から９月10日までとする。

⑶　頭首工地点からのかんがい用水の最大取水量は次のとおりとする。

４月21日から５月５日まで　0.525㎥／ｓ
５月６日から９月10日まで　0.400㎥／ｓ
９月11日から４月20日まで　0.086㎥／ｓ
年間総取水量　5,560千㎥

3　その他管理規程に記載されている事項

⑴　頭首工の操作、点検及び整備に関する事項
⑵　緊急事態における措置に関する事項
⑶　その他施設の管理に関し必要な事項

## 迫川上流土地改良区川台頭首工管理規程認可の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の２第１項、第124条及び第136条の３の規定に基づき、宮城県及び岩手県の区域の一部を地区とし、宮城県栗原市に事務所を有する迫川上流土地改良区から申請のあった迫川上流土地改良区川台頭首工管理規程については、平成21年11月２日認可したので、同法第57条の２第４項、第124条及び第136条の３の規定に基づき、管理規程の概要を公告する。

平成 21 年 11 月 26 日

東北農政局長　宮﨑　正義

管理規程の概要

1　管理者

迫川上流土地改良区川台頭首工管理責任者

2　取水、放流及びゲートの操作に関する事項

⑴　頭首工地点における河川の水位は、ＴＰ116.329ｍを上限とし、ＴＰ115.799ｍを下限とする。

⑵　かんがい期間は毎年４月21日から９月10日までとする。

⑶　頭首工地点からのかんがい用水の最大取水量は次のとおりとする。

㋐　旧取水施設撤去完了までの取水量

４月21日から５月５日まで　3.481㎥／ｓ
５月６日から９月10日まで　2.598㎥／ｓ
９月11日から４月20日まで　1.415㎥／ｓ

㋑　旧取水施設撤去完了後の取水量

４月21日から５月５日まで　3.971㎥／ｓ
５月６日から９月10日まで　2.982㎥／ｓ
９月11日から４月20日まで　1.415㎥／ｓ
年間総取水量　21,790千㎥

3　その他管理規程に記載されている事項

⑴　頭首工の操作、点検及び整備に関する事項
⑵　緊急事態における措置に関する事項
⑶　その他施設の管理に関し必要な事項

## 迫川上流土地改良区軽辺頭首工管理規程認可の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の２第１項、第124条及び第136条の３の規定に基づき、宮城県及び岩手県の区域の一部を地区とし、宮城県栗原市に事務所を有する迫川上流土地改良区から申請のあった迫川上流土地改良区軽辺頭首工管理規程については、平成21年11月２日認可したので、同法第57条の２第４項、第124条及び第136条の３の規定に基づき、管理規程の概要を公告する。

平成 21 年 11 月 26 日

東北農政局長　宮﨑　正義

管理規程の概要

1　管理者

迫川上流土地改良区軽辺頭首工管理責任者

2　取水、放流及びゲートの操作に関する事項

⑴　頭首工地点における河川の水位は、ＴＰ29.600ｍを上限とし、ＴＰ28.800ｍを下限とする。

⑵　かんがい期間は毎年４月21日から９月10日までとする。

⑶　頭首工地点からのかんがい用水の最大取水量は次のとおりとする。

㋐　旧取水施設撤去完了までの取水量

４月21日から５月５日まで　2.786㎥／ｓ
５月６日から９月10日まで　2.176㎥／ｓ
９月11日から４月20日まで　0.847㎥／ｓ

㋑　旧取水施設撤去完了後の取水量

４月21日から５月５日まで　3.569㎥／ｓ
５月６日から９月10日まで　2.715㎥／ｓ
９月11日から４月20日まで　0.847㎥／ｓ
年間総取水量　40,990千㎥

3　その他管理規程に記載されている事項

⑴　頭首工の操作、点検及び整備に関する事項
⑵　緊急事態における措置に関する事項
⑶　その他施設の管理に関し必要な事項

## 建設業の営業の停止命令の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 21 年 11 月 26 日

関東地方整備局長　菊川　　滋

1　処分をした年月日　平成21年11月12日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　西松建設株式会社　代表取締役　近藤　晴貞　東京都港区虎ノ門１－20－10　国土交通大臣許可（特－19）第1100号

3　処分の内容　建設業法第28条第３項に基づく営業の停止命令

⑴　停止を命ずる営業の範囲

①　建設業に関する営業。

②　建設業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの。

（注１）　「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第２条第２項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。

（注２）　「民間工事」とは、上記（注１）以外の建設工事をいう。

（注３）　「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第２条第１項に規定する補助金等及び同条第４項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。